

令和 7 年度 处遇改善等加算について

千葉市
(令和 7 年 9 月 2 日)

目次

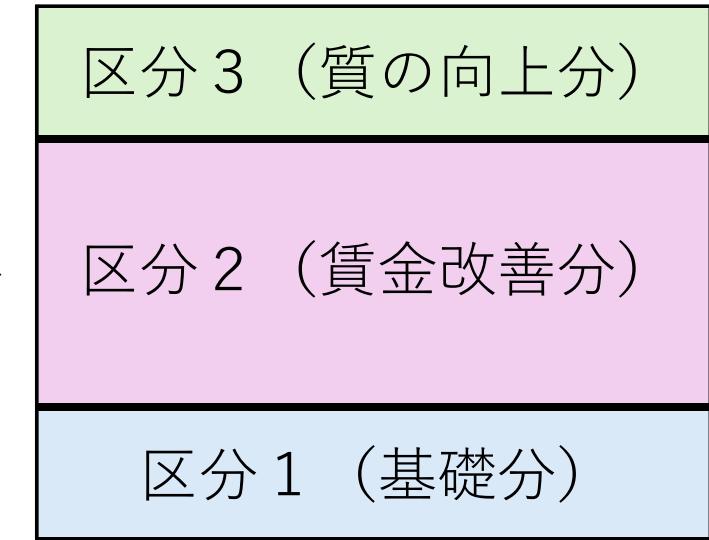
	目次	ページ
1	処遇Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化	3
2	誓約書「R7処遇申請書」	4
3	区分2・区分3の賃金改善方法	5
4	区分3加算額の算定方法（R6処遇Ⅱ対象園は経過措置あり）	6
5	キャリアアップ研修について	7
6	区分3申請書「R7処遇申請書」	8
7	区分3研修修了見込者申請書「R7処遇申請書」	10
8	区分3の配分方法	11
9	キャリアパス要件届出書「R7処遇申請書」	12
10	令和7年度処遇改善等加算申請について	13
11	参考資料	14

1. 処遇Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化

令和 6 年度まで：



令和 7 年度から：



区分 1・区分 2：

待遇 I と同様に平均経験年数により加算率を決定（加算率a・b）
待遇 III相当額については従来の計算方法を率に換算（加算率c）

区分 3：

従来通り平均児童数と加算取得状況により算定人数を計算。

2. 誓約書<R7処遇申請書>

①：固有番号を入力すると、区分2の見込額が表示されます。

区分3の見込額は、固有番号のみを入力した時点では正しい金額が表示されません。区分3申請書の入力後に確認してください。

②：園独自の賞与額を入力してください。
園独自の賞与額がない場合には、「なし」と記入してください。

別紙様式5
令和7年度賃金改善の誓約書

市町村名	千葉市
園名	A保育園
施設・事業所類型	保育所
固有番号	ABC12345

1. 当年度の加算見込額

	区分2「賃金改善分」 (固有番号: 賃金改善分+賃金改) (加算見込額)	区分3「賞の向上分」 (固有番号:)
加算見込額	2,400,000 円	1,250,040 円

※区分2と区分3の合計金額の1/2を毎月の賃金改善に充ててください。

2. 賃金改善に係る誓約について

- ・処遇改善等加算の要件について、下欄の項目に○を入れることで誓約する。

<input type="checkbox"/> 加算額を賃金の改善に充てます。
<input type="checkbox"/> 加算以外の部分で賃金水準を下げません。

※1. 「加算額を賃金の改善に充てます」とは、区分2「賃金改善分」と区分3「賞の向上分」のそれぞれにおいて、「加算による改善等見込総額」が「加算見込額」を下回らないことを意味します。
※2. 「加算以外の部分で賃金水準を下げない」とは、「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込額」が「②某年度における加算額等の影響を除いた支払賃金見込額」を下回ります。

3. 区分2賃金改善方法について

- ・区分2の配分方法を記載してください。

基本給に応じて傾斜をつけて配分

4. 賞与の支給について ※賞与支給該当園のみ記入

※給与規定等に基づき下記の月数の賞与支給を処遇改善等加算の支給とは別に行うことを誓約する。

賞与支給額 (基本給〇ヶ月分・基本給の〇%等、具体的に記載してください。)	基本給1ヶ月分
--	---------

※処遇改善等加算の支給とは別に支払予定の賞与額を入力してください。
(該当がない場合は「なし」と記入してください。)

区分3を申請する園は、
「2.平均年齢別児童数計算表」の入力後に金額を確認してください。

3. 区分2・区分3の賃金改善方法

令和6年度まで：

- ・Ⅰは基本給、手当、賞与または一時金等により改善
- ・Ⅱは基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
- ・Ⅲは2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善

令和7年度から：

区分2は基本給、手当、賞与または一時金等により改善

区分3は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善

区分2と区分3の合計金額の1/2以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善

※区分3は賞与や一時金による改善は不可。

※区分2は園が定めた給与規定に基づき給与が支払われている施設長であれば、法人役員を兼務していても賃金改善の対象。

4. 区分3加算額の算定方法（R6処遇II対象園は経過措置あり）

令和6年度までの申請要件（処遇II）：

- ・月額4万円の賃金改善をする副主任保育士を一人以上確保。
- ・基礎人数から算定される人数Aと人数Bの金額を配分しきれる研修修了者数の在籍。

令和7年度から：

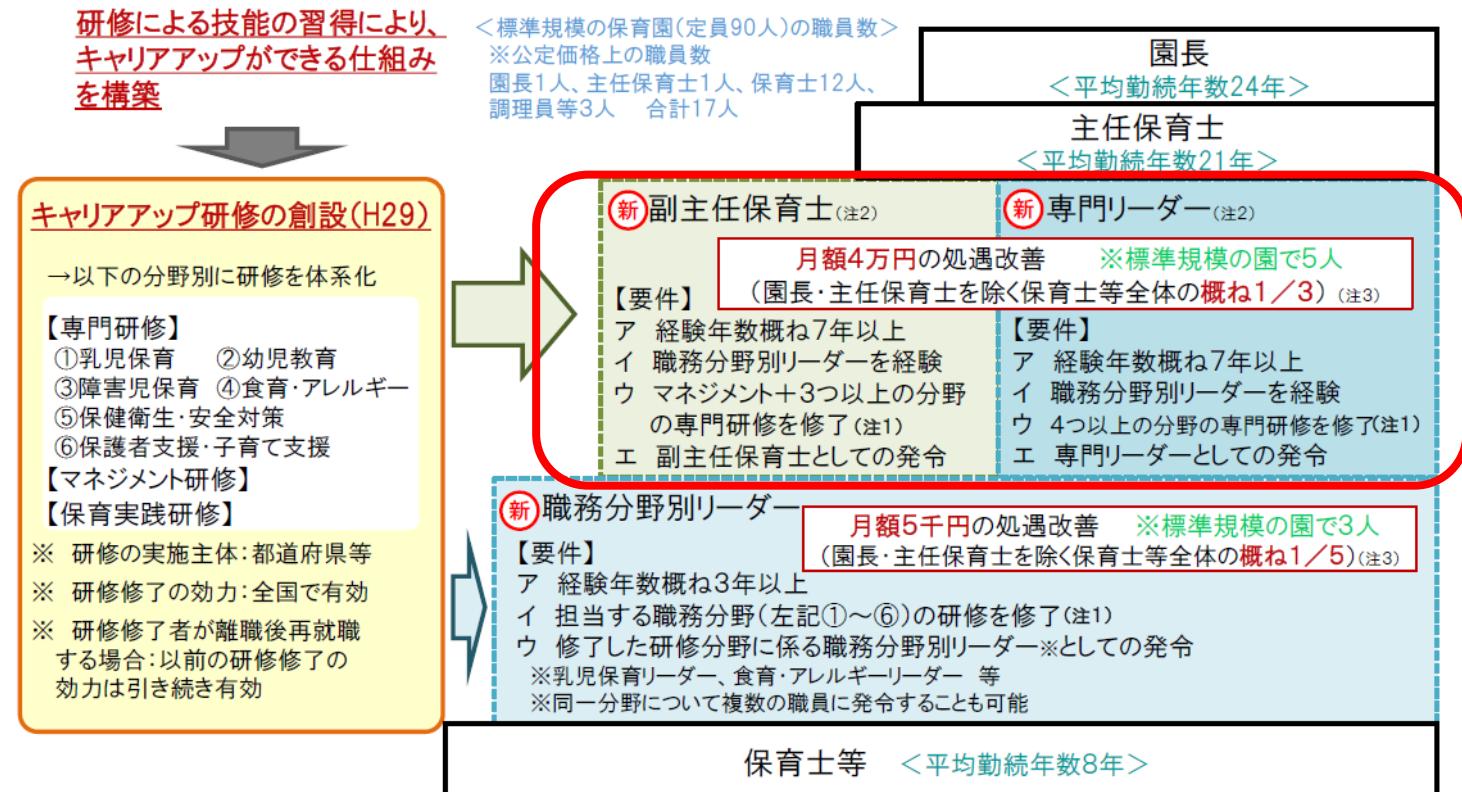
- ・基礎人数から算定される人数A・Bと園に勤務する研修修了者数を比較し、少ない方で認定。
- ・人数Aの研修修了者には園長、副園長、主任保育士も含めることが可能。
※研修修了者数は令和7年4月1日時点で園に在籍する人数。
※令和6年度の処遇II対象園については、令和7年度に限り研修修了見込者も人数Aに含めることが可能。

変更がない点：

- ・基礎人数は、園の平均児童数と4月時点の園の加算取得状況から算定される。
- ・人数Aの単価は4万円、人数Bの単価は5千円（法定福利費除く）

5. キャリアアップ研修について

保育士等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（2・3号関係）



(注1) 加算に係る研修修了要件は、副主任保育士等については令和5年度、職務分野別リーダーについては令和6年度から適用する。
その際、副主任保育士等に求める研修修了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。

(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。

(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

6. 区分3申請書《R7処遇申請書》

園名	A保育園		①			
区分3算定人数	A	6	人			
	B	4	人			
① 令和7年度に区分3を申請しますか	<input type="radio"/> ○			②		
区分3により、職員の職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定め、全ての職員に周知していますか	<input type="radio"/> ○					
③ 令和7年4月1日時点で合計1人以上の研修修了者が在籍していますか	<input type="radio"/> ○					
令和7年4月1日時点の研修修了者は何人在籍していますか	研修修了者数	人数A 計	6人	人数B 計	4人	③
《内訳》	i 副主任保育士等(人数A)	<input type="radio"/> 4人			④	
ii 職務分野別リーダー等(人数B)	<input type="radio"/> 4人					
iii 園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等(人数A)	<input type="radio"/> 1人					
iv 研修修了見込者(人数A)	<input type="radio"/> 1人					

①：園の区分3算定人数が自動表示されます。

②：○×を選択してください。

(区分3を申請しない場合には、「令和7年度に区分3を申請しますか」に必ず「×」を入力してください。)

③：令和7年4月1日時点で園に在籍している研修修了者数を入力してください。

(令和6年度の処遇II対象園に限り、人数Aに研修修了見込者も含めることができます。)

①の算定人数を超える認定はできません。

④：研修修了者数と内訳の人数が一致していることを確認してください。

【研修修了者内訳】

1 ページ

職員氏名	人数A/B	研修修了数	修了証提出状況	備考
職員A	A	4分野以上/60時間以上	全て提出済み	○○
職員B	A	3分野/45時間	一部今回提出	
職員C	A	3分野/45時間	今回提出	
職員D	A	3分野/45時間	全て提出済み	
職員E	A	3分野/45時間	全て提出済み	
職員F	B	1分野/15時間	全て提出済み	
職員G	B	1分野/15時間	全て提出済み	
職員H	B	2分野/30時間	全て提出済み	
職員I	B	1分野/15時間	全て提出済み	

⑤

⑥

⑦

⑧

⑤：令和7年4月1日時点の研修修了者のみ記載してください。

⑥：令和7年度の研修修了数は、

人数A：3分野/45時間以上

人数B：1分野/15時間以上です。

⑦：千葉市に未提出の修了証がある場合は申請時にデータで提出してください。

⑧：研修修了証と氏が異なる場合は修了証の氏も記載してください。

7. 区分3研修修了見込者申請書《R7処遇申請書》

研修修了見込者申請書（該当園のみ）

令和7年度に限り人数Aが算定人数に達しない場合でも、以下の要件を満たす園は研修修了見込の者を人数Aの研修修了者に含めることが可能です。

- ・令和6年度に加算IIの認定を受けていた施設・事業者であること
- ・研修修了見込の者が、令和7年4月1日時点で園に在籍していること

以上2つの要件を満たす場合は、以下の黄色いセルに研修修了見込者の情報を記載してください。

研修修了見込者氏名	年度内に3分野/45時間以上の研修を修了予定ですか。	研修計画において研修を受けることが明示されており、本人にも周知されていますか。	副主任保育士等に準ずる職位や職務命令を受けていますか。
1 職員J	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

1 ページ

令和7年4月1日時点の研修修了者数がAの算定人数に届かない場合で、令和7年4月1日時点で人数Aとしての研修修了見込者がいる場合に入力してください。

※研修修了者数に修了見込者を含められるのは、令和6処遇II対象園のみです。令和7年度の新規園や、令和6年度に処遇IIを申請していなかった園は対象外です。

8. 区分3の配分方法

令和6年度まで：

- ・研修修了日の翌月から賃金改善対象者に。

令和7年度から：

- ・月額4万円の賃金改善をする副主任保育士の確保を廃止。
- ・副主任保育士等や職務分野別リーダー等として任命を受けている者であって、加算当年度中に研修修了見込の者にも配分することが可能に。

変更がない点：

- ・副主任保育士等の賃金改善上限額は4万円。
- ・職務分野別リーダー等の賃金改善額は、副主任保育士等の改善額のうち最も低い額を上回らない範囲において、月額5千円～4万円未満。
- ・副主任保育士等の賃金改善することで、園長以外の管理職（主任保育士や副園長等）の賃金を上回る場合など、賃金バランスを踏まえて調整が必要な場合は、園長以外の管理職に対して区分3を配分することも可能。（園長への配分は不可）

9. キャリアパス要件届出書

令和7年度新規園は必ずキャリアパス要件届出書を提出してください。
既存園に関しては変更がある場合のみ提出をお願いします。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ
1	別紙様式2 令和7年度キャリアパス要件届出書																																		
2	令和7年 9月 2日																																		
3																																			
4																																			
5																																			
6	市町村名 千葉市																																		
7	園名 A保育園																																		
8	施設・事業所類型 保育所																																		
9																																			
10	○キャリアパスに関する要件について																																		
11	次の内容について、「該当」「非該当」を選択すること。																																		
12	①次のaからcまでの全ての要件を満たす。																																		
13	a 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。 b 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。 c a及びbについて就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知している。																																		
14	②次のd及びeの要件を満たす。																																		
15	d 職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標																																		
16	e dの実現のための具体的な取り組みの内容 ア 資質向上のための計画に沿って、研修講義の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。（資質向上のための計画を添付すること） イ 資格取得のための支援の実施（担当該支援の内容について下記に記載すること。）																																		
17	上記について、全ての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。																																		
18	令和7年 9月 2日																																		
19	事業者名 〇																																		
20	代表者名 〇																																		
21																																			
22																																			
23																																			
24																																			
25																																			
26																																			
27																																			
28																																			
29	※ 下記の書類を添付してください。いずれも書式は任意です。																																		
30																																			
31	添付書類① a、b、cが証明できる書類 (就業規則、賃金規程)																																		
32																																			
33																																			
34																																			
35																																			
36																																			
37																																			
38																																			
39																																			
40																																			
41																																			
42																																			
43	添付書類② eアが証明できる書類 (1年分の職員研修計画(園内、園外))																																		
44																																			

10. 令和7年度処遇改善等加算申請について

令和7年度処遇改善等加算申請書を9月下旬頃にメールで送付予定です。

申請書類や提出物の詳細は申請書依頼メールでお知らせします。

期限内の書類提出にご協力をお願いします。

処遇改善等加算についてのご不明点がございましたら、下記までお問い合わせください。

千葉市役所 幼保運営課 助成第二班 池野

メール：unei-josei@city.chiba.lg.jp

電話：043-245-5735

(可能な限りメールでお問い合わせください。)

11. 参考資料

【見直し前（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ）】

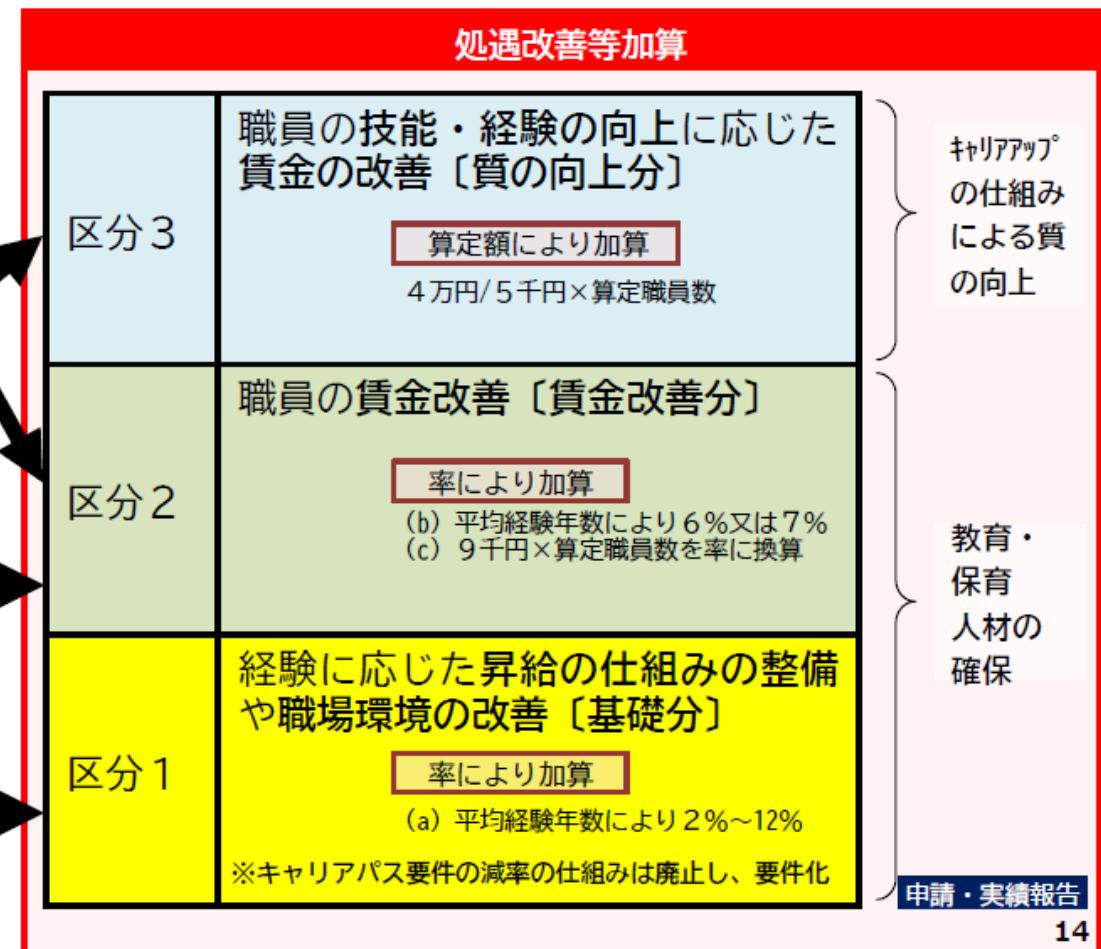
旧加算Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> 賃金の継続的な引上げ（ペースアップ）による処遇改善 ・9千円×算定職員数 	申請・実績報告
------	---	---------

旧加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 技能・経験の向上に応じた処遇改善（副主任保育士等職務分野別リーダー等） ・4万円/5千円×算定職員数 	申請・実績報告
------	---	---------

旧加算Ⅰ 賃金改善要件分 キャリアパス要件分	<ul style="list-style-type: none"> 賃金改善・キャリアパスの構築の取組に応じた処遇改善 ・平均経験年数に応じ6%又は7%（加算率） ・キャリアパス要件満たさない場合は▲2% 	申請・実績報告
------------------------------	--	---------

旧加算Ⅰ 基礎分	<ul style="list-style-type: none"> 職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に充てる ・施設の平均経験年数に応じた加算率（2%～12%） 	申請・実績報告
-------------	---	---------

【見直し後】

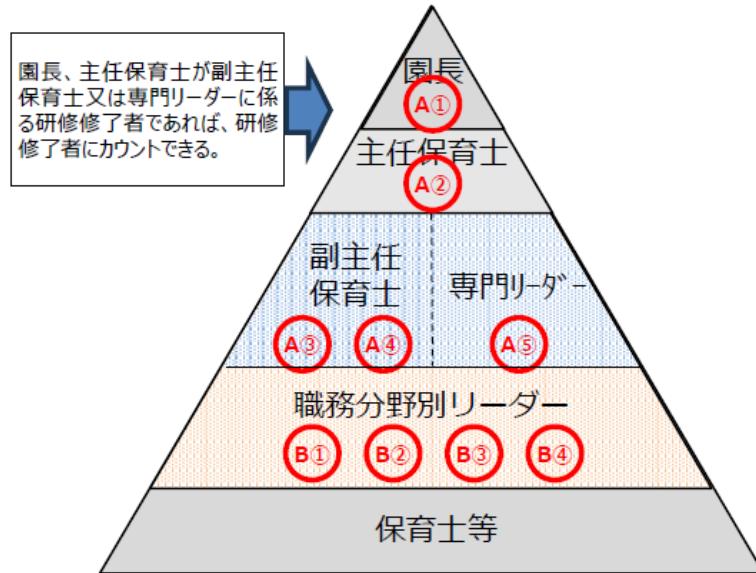


「令和7年度以降の処遇改善等加算について」(こども家庭庁)14頁より抜粋

副主任保育士等（職務分野別リーダー等）が
基礎職員×1/3(1/5)以上いる場合

基礎職員数 × 1/3 : 5人 ≤ 研修修了者 : 5人 (A①②③④⑤)
基礎職員数 × 1/5 : 3人 ≤ 研修修了者 : 4人 (B①②③④)

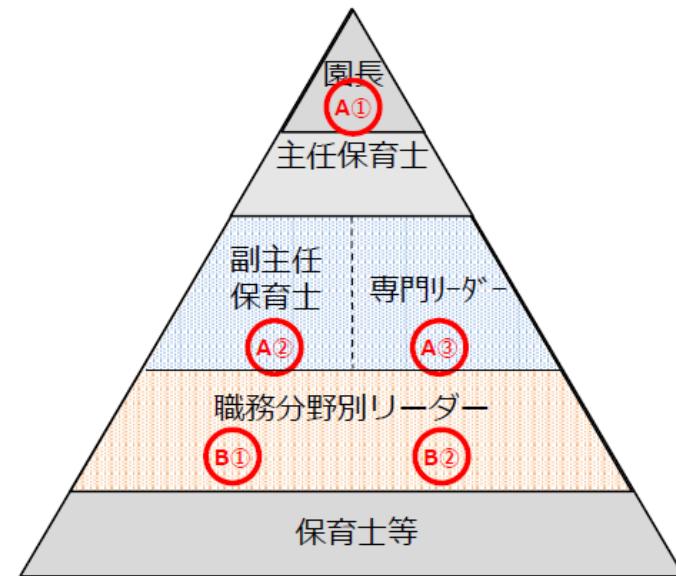
⇒ 人数A = 5人 , 人数B = 3人



副主任保育士等（職務分野別リーダー等）が
基礎職員×1/3(1/5)未満の場合

基礎職員数 × 1/3 : 5人 > 研修修了者 : 3人 (A①②③)
基礎職員数 × 1/5 : 3人 > 研修修了者 : 2人 (B①②)

⇒ 人数A = 3人 , 人数B = 2人



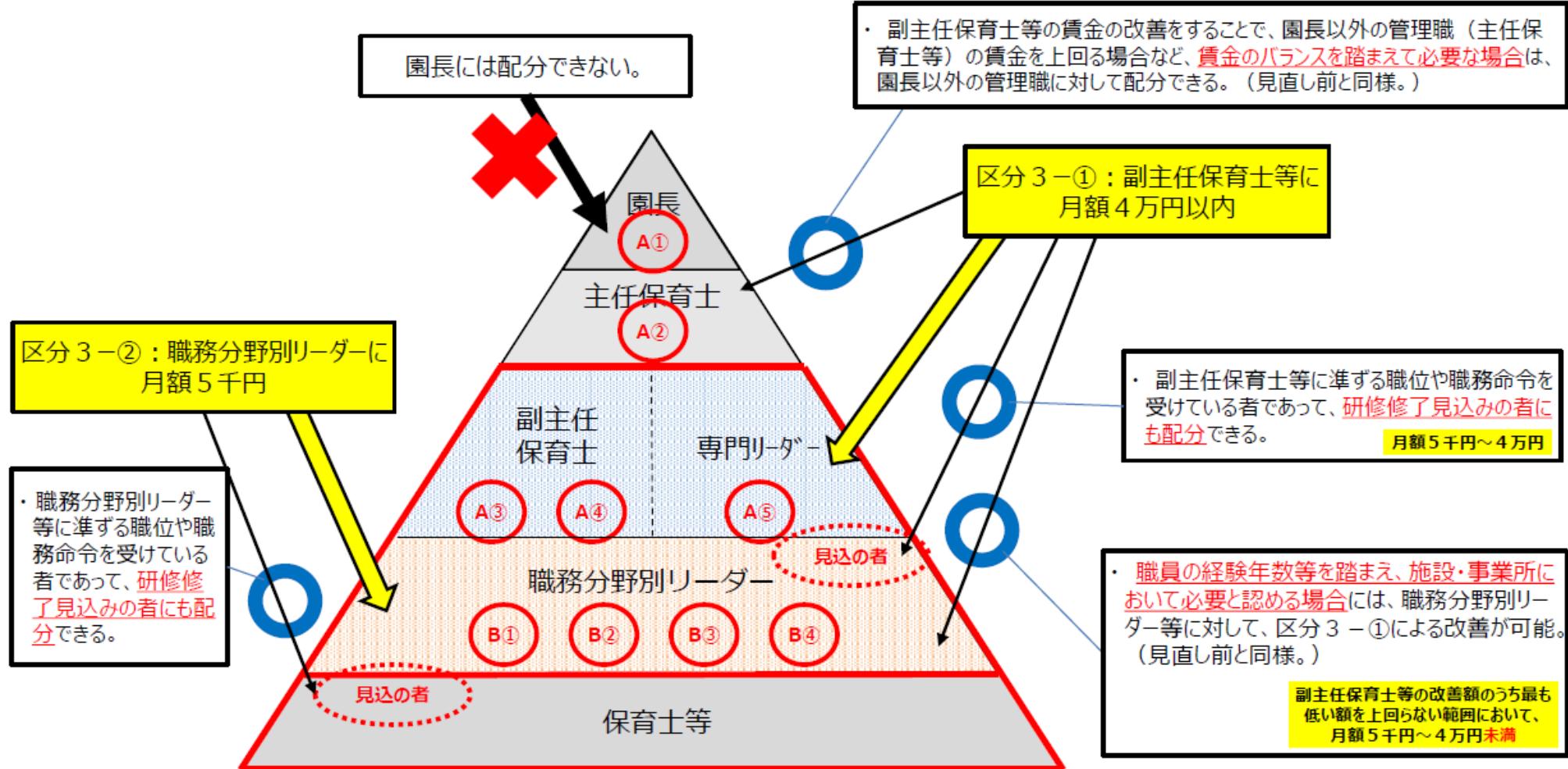
Point

⇒ 加算額の算定では、研修修了者のみ カウントできる。

ただし、

⇒ 令和7年度は経過措置により 人数Aは 研修修了見込みの者も カウントできる。

「令和7年度以降の処遇改善等加算について」(こども家庭庁)25・28頁より抜粋



「令和7年度以降の処遇改善等加算について」(こども家庭庁)31頁より抜粋